

8年1月8日

### オープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提として見積り依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

### 3 件名リスト

一連 番号	件名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積り依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積り合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
1	産業廃棄物回収運搬・処分	明野駐屯地	8.3.31	8.1.8	8.1.21 (1000)	8.1.21 (1100)	産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可証を見積書に添付提出すること	総額決定
2	産業廃棄物収集運搬・処分	明野駐屯地	8.3.31	8.1.8	8.1.21 (1000)	8.1.21 (1300)	産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可証を見積書に添付提出すること	総額決定

### 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒519-0596

住所 三重県伊勢市小俣町明野 5593-1

契約機関名（担当） 明野駐屯地 総務部会計課（島田）

電話番号 0596-37-0111（内236）

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
産業廃棄物回収運搬・処分	管補給-2		
	作成	成	令和7年12月18日
	変更	更	年 月 日
	作成部隊等名		航空学校

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊航空学校（明野駐屯地）において発生した、産業廃棄物の回収運搬・処分について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は、GLT-CG-Z000001の1.2による。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、“法”という。）に基づき、産業廃棄物の回収、運搬及び処分を行う

2.2 役務の対象・数量

対象となる産業廃棄物の品名及び数量は表1によるものとする。

表1-役務の対象・数量

番号	品名	数量	単位	備考
1	混載屑	38	m <sup>3</sup>	繊維くず×24.5 m <sup>3</sup> 廃プラ×13.5 m <sup>3</sup>

2.3 処理基準

処理基準は、次による。

a) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処理は、法第12条で定める“産業廃棄物処理基準”による。

b) 特別管理産業廃棄物の処理は、法第12条の2で定める“特別管理産業廃棄物処理基準”による。

2.4 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、管理票という。）の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

### 3 品質保証

監督及び検査は、役務完了検査とし、管理票（E票）の提出をもって役務の完了とする。

### 4 その他の指示

#### 4.1 提出書類

契約の相手方は、表2に示す提出書類を提出する。

表2－提出書類

書類	時期	部数	注記	提出先
許可証 a)	契約締結前	2部	許可証は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の場合は、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証、特別管理産業廃棄物の場合は、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証及び特別管理産業廃棄物処分業許可証とする。	契約担当官等
管理票 (A～E票)	各処理段階の処理終了ごと	1部	提出期限は、3月31日までとする。	航空学校 総務部管理課 補給班

#### 4.2 引渡し場所

三重県伊勢市小俣町明野5593-1 明野駐屯地（細部は担当者との調整による。）

#### 4.3 引渡し時期

契約の相手方は、契約後速やかに官側と処理の対象となる産業廃棄物の引渡し時期について調整を行う。

#### 4.4 機材・機器・消耗品

役務に必要な機材、機器及び消耗品は、官側が指定する場合を除き契約の相手方が準備する。

#### 4.5 保全

保全は、次による。

- a) 陸上自衛隊明野駐屯地（以下、駐屯地という。）の立入りに際しては、所定の手続きを行う。
- b) 駐屯地の中での行動（出入門手続き、火気取り扱い、作業用通路など）は、駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。  
なお、やむを得ず作業地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続きを行う。
- c) 本契約の履行にあたり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。
- d) 官側の施設内の場合、役務実施場所以外において無許可の撮影をしてはならない。

#### 4.6 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義を生じた場合は担当官の指示を受けるものとする。

### 5 調整先

航空学校 管理課 補給班 補給担当 0596-37-0111 (274)

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
産業廃棄物収集運搬・処分	V-2503	
	作成	令和7年12月18日
	変更	年 月 日
	作成部隊等名	航空学校

## 1. 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊航空学校（明野駐屯地）において発生した、産業廃棄物の収集運搬・処分について規定する。

### 1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は、GLT-CG-Z000001の1.2による。

### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

#### b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、“法”という。）に基づき、産業廃棄物の収集、運搬及び処分を行う

### 2.2 役務の対象・数量

対象となる産業廃棄物の品名及び数量は表1によるものとする。

表1-役務の対象・数量

番号	品名	数量	単位	備考
1	車両用オイルフィルター	2	m <sup>3</sup>	金属くず×1.2 m <sup>3</sup> 廃プラスチック×0.5 m <sup>3</sup> 廃油×0.3 m <sup>3</sup>

### 2.3 処理基準

処理基準は、次による。

a) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処理は、法第12条で定める“産業廃棄物処理基準”による。

b) 特別管理産業廃棄物の処理は、法第12条の2で定める“特別管理産業廃棄物処理基準”による。

### 2.4 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、管理票という。）の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

### 3 品質保証

監督及び検査は、役務完了検査とし、管理票（E票）の提出をもって役務の完了とする。

### 4 その他の指示

#### 4.1 提出書類

契約の相手方は、表2に示す提出書類を提出する。

表2-提出書類

書類	時期	部数	注記	提出先
許可証 a)	契約締結前	2部	許可証は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の場合は、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証、特別管理産業廃棄物の場合は、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証及び特別管理産業廃棄物処分業許可証とする。	契約担当官等
管理票 (A～E票)	各処理段階の処理終了ごと	1部	提出期限は、3月31日までとする。	航空学校 総務部管理課 補給班

#### 4.2 引渡し場所

三重県伊勢市小俣町明野5593-1 明野駐屯地（細部は担当者との調整による。）

#### 4.3 引渡し時期

契約の相手方は、契約後速やかに官側と処理の対象となる産業廃棄物の引渡し時期について調整を行う。

#### 4.4 機材・機器・消耗品

役務に必要な機材、機器及び消耗品は、官側が指定する場合を除き契約の相手方が準備する。

#### 4.5 保全

保全は、次による。

- a) 陸上自衛隊明野駐屯地（以下、駐屯地という。）の立入りに際しては、所定の手続きを行う。
- b) 駐屯地の中での行動（出入門手続き、火気取り扱い、作業用通路など）は、駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。  
なお、やむを得ず作業地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続きを行う。
- c) 本契約の履行にあたり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。
- d) 官側の施設内の場合、役務実施場所以外において無許可の撮影をしてはならない。

#### 4.6 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義を生じた場合は担当官の指示を受けるものとする。

### 5 調整先

航空学校 管理課 補給班 車両担当 0596-37-0111 (272)

## 市 価 調 査 ( 2 )

NO	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
1	産業廃棄物収集運搬・処分	仕様書のとおり（車両用オイルフィルター）	式	1		
		以下余白				
					計	

(消費税を含まない)

令和      年      月      日

契約担当官

陸上自衛隊航空学校

会計課長 山田 武彦 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

電話番号



# 見 積 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

金額 ¥

(外税)

件 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
産業廃棄物回収運搬・処分	仕様書のとおり(混載層)	式	1		
	以下余白				
役 務 場 所	仕様書のとおり	納 期	8.3.31		
契 約 保 証 金	免 除	見積書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

契約担当官  
陸上自衛隊航空学校  
会計課長 山田武彦 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

電話番号

# 見 積 書

件名リスト一連番号	2
-----------	---

金額 ¥

(消費税及び地方消費税を含まない。)

件 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
産業廃棄物収集運搬・処分	仕様書のとおり (車 両用オイルフィル ター)	式	1		
	以下余白				
役 務 場 所	仕様書のとおり	納 期	8. 3. 31		
契 約 保 証 金	免 除	見積書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

契約担当官  
陸上自衛隊航空学校  
会計課長 山田武彦 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

電話番号